

令和3年1月25日

社会福祉法人仁篤会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日～令和6年1月31日までの3年間

2. 内 容

目標 1. 妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを見直し、再編成して職員に配布し、制度の周知を図る。

《対策》

- ・令和3年3月～ 職員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- ・令和3年6月～制度についてパンフレット再配布、会議または研修などによる職員への周知

目標 2. 妊娠中の女性職員へ妊娠中や出産後の母性健康管理について情報提供を行う。
子どもが生まれる職員への産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、子の看護休暇など制度の周知を行う。

《対策》

- ・令和3年2月～ 法に基づく諸制度の調査及び新たに改正された育児休業・介護休業法についての情報収集及び規則の整備
- ・令和3年5月～妊娠期から復職後までの手続き・支援についてのマニュアルを改訂、回覧し、職員へ周知
- ・令和3年7月～公的機関のパンフレットなど適時配布・回覧し、職員へ周知

目標 3. 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を7%以上にすること

女性職員・・・取得率を80%以上にすること

《対策》

- ・令和3(2021)年6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度を周知
- ・令和3(2021)年7月～ 育児休業の取得希望者を対象とした相談会の実施